

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

固定資産税の賦課徴収に関するもの

経過

- 令和6年12月9日 職員措置請求書受付
令和6年12月23日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和7年1月17日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和7年2月3日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

「納税義務者の大学から令和5年度の固定資産税（土地）に対して賦課徴収すべきところ、担務する横浜市金沢区役所総務部税務課は、それを怠ったものである。」「令和6年度からは、当該固定資産税の徴収を行ったが、課税すべき面積が大学が算定した按分面積との相違がある。」

「横浜市長は、横浜市金沢区役所総務部税務課に対して、令和5年度に遡り、固定資産税（土地）を公立大学法人横浜市立大学から徴収せよ。との勧告を求める。」

監査の結果

棄却

<監査委員の判断>

- (1) 本件土地[※]に対する令和5年度の固定資産税の賦課徴収を怠る事実の有無について
監査結果公表文9ページから10ページまでに記載のとおり

※…公立大学法人横浜市立大学附属病院の敷地内薬局に係る土地。以下同じ。

- (2) 本件土地に対する令和6年度の固定資産税の賦課徴収を怠る事実の有無について
監査結果公表文10ページに記載のとおり

以上のことから、令和5年度については本件土地に対する固定資産税の賦課徴収を怠る事実があると認められましたが、現時点においては固定資産課税台帳の登録内容が修正され、固定資産税を増額する税額変更が行われていることから公金の賦課徴収を怠る事実は認められず、令和6年度については当初から本件土地に対して固定資産税が課税されていることから公金の賦課徴収を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

<意見>

本件土地に対する令和5年度の固定資産税の賦課徴収については、本件請求を受けて監査対象区が改めて事実確認した結果、課税対象とすべきものであったことが判明し、令和7年1月6日に課税したものです。

本件請求がなければ将来にわたって是正されなかった可能性も否定できない事案であり、今後は、今回の反省を踏まえ、再発防止を図り、市民の市政への信頼回復のため、なお一層の努力をされるよう求めるとともに、固定資産税の課税対象の判断を適切に行うよう求めます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20241209.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354